# 新たな指定製品の追加について(案)

## ~家庭用マルチエアコン~

平成 27年7月16日 経済産業省製造産業局 化 学 物 質 管 理 課 オゾン層保護等推進室

## 1. 指定製品制度の運用について

指定製品制度の運用については、「改正フロン法における指定製品の対象と指定製品製造業者等の判断の基準について(中間取りまとめ)」(平成26年8月29日)及び「今後の指定製品制度の運用等について」(平成26年12月19日)にて整理したところ。

# 2. 指定製品の追加について

今般、「中間とりまとめ」時点において、下記の理由から今まで指定製品の対象とすることは 妥当ではないと考えられていた「家庭用マルチエアコンディショナー」について、その課題が 解決されたと考えられる。

#### < <p> く指定製品の対象とすることは妥当でないとされていた理由 >

○家庭用の分離型であって1の室外機に2以上を接続して用いる構造のもの(家庭用マルチエアコンディショナー)

(理由)シングルタイプよりも冷媒充塡量が多いため、シングルタイプとは別途の微燃性冷媒使用に係る安全性評価の実施が必要で有り、平成26年8月時点では評価中(未了)。

(2012年度出荷台数:44,794台)

これを受けて、①指定製品への指定及び②目標値及び目標年度の設定を、以下のような考え 方に基づき行いたいため審議する。

#### ① 指定製品への指定

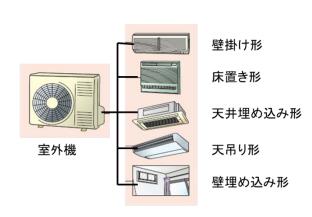
空調機器のうち、家庭用マルチエアコンディショナー(家庭用の分離型であって1の室外機に2以上を接続して用いる構造のもの。以下同じ。)については、資料2(平成26年12月19日 産構審フロンWG 資料2-2と同じ\*)のとおり、一般社団法人日本冷凍空調工業会・ミニスプリットリスクアセスメント SWG(I)が、機器自体に安全対策を施した上でリスクアセスメントを実施し、その後、公益社団法人日本冷凍空調学会(微燃性冷媒リスク

評価研究会)へ結果報告し了承を得た。このことを踏まえ、その所要の安全対策を具備した 家庭用マルチエアコンディショナーに関して、指定製品の対象とすることとしたい。

※資料2は、「家庭用エアコンの床置形のリスク評価結果」であるが、本資料において、「家庭用エアコンの床置形」だけでなく、家庭用マルチエアコンディショナー(資料2中、「RAC マルチ」と記載)についても、同様にリスクアセスメントが実施されており、問題がないことが確認済みである。

### ② 目標値及び目標年度の設定

家庭用マルチエアコンディショナーの目標値、目標年度については、その出荷台数が少なく、使用する部品等を相当転用可能であること等に鑑み、家庭用エアコンディショナーと同じ製品区分に属するものとし、その目標値、目標年度については家庭用エアコンディショナーと同じくGWP750、2018年としたい。



家庭用マルチエアコン (家庭用の分離型であって1の室外機に2以上の室 内機を接続して用いる構造のもの)

表:指定製品に関する目標値・目標年度

指定製品の区分	現在使用されている 主な冷媒及びGWP	環境影響度 の目標値	目標年度
家庭用エアコンディショナー (壁貫通型等を除く)	R410A (2090) R32 (675)	750	2018
店舗・オフィス用エアコンディショナー (床置型等を除く)	R410A (2090)	750	2020
自動車用エアコンディショナー (乗用自動車(定員:1人以上のものを除ぐ)に掲載される ものに限る)	R134a (1430)	150	2023
コンデンシングユニット及び定置式冷凍 冷蔵ユニット(圧縮機の定格出力が1.5kW以下のも の等を針つ	R404A (3920) R410A (2090) R407C (1774) CO2 (1)	1500	2025
中央方式冷凍冷蔵機器(6万ml以上の新設冷 凍冷蔵倉庫向けに出荷されるものに限る)	R22 (1810) R404A (3920) アンモニア (一桁)	100	2019
硬質ウレタンフォームを用いた断熱材 (現場発泡用のうち住宅建材用に限る)	HFC-245fa (1030) HFC-365mfc (795)	100	2020
専ら噴射剤のみを充塡した噴霧器 (不燃性を要する用途のものを除く)	HFC-134a (1430) HFC-152a (124) CO2(1), DME(1)	10	2019

図:新たに指定製品の対象となる機器のイメージ